

『フォークリフトの特定自主検査』義務化のお知らせ

J Aえちご上越

これまでの労働安全衛生法では、フォークリフトを使用する事業者（法人・個人問わず）は、法令遵守義務のない定期自主検査を行うことと定められていましたが、昨今痛ましい事故が後を絶たないことから、令和8年1月1日法の改正により、厚生労働大臣の定める「特定自主検査基準」に従って『フォークリフトの特定自主検査』を行うことが義務付けられました。また、車両系建設機械等も同様に「特定自主検査」が義務付けられています。

1. 対象となる事業者

対象となる事業者は法人・個人を問わずフォークリフトを使用する全ての事業者が対象となります。

2. 特定自主検査の基本ルール

- ①検査頻度: 1年以内ごとに1回、定期的に実施すること。
- ②検査実施者: 厚生労働大臣または労働局長に登録されている「登録検査業者」が実施すること。なお、検査資格を有する者が自社内にいる場合は、自社内のフォークリフトの検査を行うことが認められています。
- ③検査済標章: 次の検査時期を示すステッカー（標章）を貼付すること。
- ④記録の保存: 検査記録は3年間保存すること。
- ⑤罰則: 検査の未実施、記録の不備、無資格者による検査などは、労働安全衛生法違反としてフォークリフト1台あたり50万円以下の罰金刑となる可能性があります。

3. 労災保険の適否

「特定自主検査基準」に従って検査を行っていないフォークリフトを使用して労働災害が発生した場合、労災保険の適用外となる可能性があります。

4. 登録検査業者

フォークリフトの特定自主検査が行える登録検査業者は、購入された販売店にお問い合わせいただくか、インターネットで「新潟県のフォークリフト特定自主検査登録業者」と検索いただくと新潟労働局登録検査業者一覧表が公開されていますのでご確認下さい。